

訪問看護ステーション のぞみ 希望 運営規定

事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 訪問看護ステーション希望（以下「本事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業（以下、「指定訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの保健師・看護師・准看護師、その他の従業者（以下、「看護師等」という。）が、居宅において、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）であり、かかりつけの医師（主治医）が指定訪問看護等の必要を認めた利用者、及びその家族に対し、社会生活の円滑な遂行のため、適切な支援を提供し、地域医療を推進するために指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の看護師等は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。

2. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 本事業所は、必要なときに必要な指定訪問看護等の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について、適時協議する。

(事業の実施主体)

第3条 本事業所は、一般社団法人土佐長岡郡医師会が実施し、事業所として訪問看護ステーションを設置・運営する。

(事業所の名称等)

第4条 前項に規定する訪問看護ステーションの名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 : 訪問看護ステーション のぞみ 希望
- (2) 所在地 : 南国市大桶甲 320番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1人

管理者として保健師又は看護師を1名置く。管理者は看護師等を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を行い、緊急時の対応をするなど、適切な業務の運営が行なえるよう統括する。その他、指定訪問看護等も担当する。

2. 看護師

訪問看護師は保健師又は看護師、准看護師を常勤換算で1.5名以上置き、指定訪問看護等を担当する。保健師又は看護師は、(介護予防)訪問看護計画書及び報告書を作成する。

3. その他の職員

本事業所の運営に係る事務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問看護ステーション希望の営業日及び営業時間は、下記の通りとする。

- (1) 営業日 : 通常月曜日から金曜日迄とする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日迄を除く。
- (2) 営業時間: 月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分迄とする。
- (3) 電話等により、24時間連絡、対応が可能な体制を整備する。
- (4) 尚、必要に応じて当該営業日及び営業時間以外においても営業を行うものとする。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 利用者の居宅へ保健師又は看護師、准看護師を派遣し、主治医の指示に基づいた指定訪問看護等を提供する。

指定訪問看護等の内容は、次の通りとする。

- 1) 病状・障害・全身状態の観察
- 2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持、食事、排泄などの日常生活の支援や介護方法の指導
- 3) 褥瘡や創傷の予防や処置
- 4) カテーテルなどの医療器具の管理や指導
- 5) ターミナルケア
- 6) 在宅療養を継続するために必要な医師の指示による処置
- 7) 廃用性予防のための訓練、指導
- 8) 活動性の維持、向上のための訓練、指導
- 9) 療養生活や介護方法の助言や利用者及びその家族への精神的支援

(通常の実業実施地域)

第8条 通常の実業実施地域は、南国市・香南市・香美市・高知市東部(大津、介良地区)とする。
尚、その他の地域においても、相談の上、対応する場合があることとする。

(利用料に関する事項)

第9条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 本事業所は、その他の利用料として、以下の場合、別途利用者から支払いを受けるものとする。

1) 交通費は通常の実業の実施地域を超えて行う指定訪問看護等に高速道路の通行を要した場合、高速道路の料金はその実費を徴収する。

2) 死後の処置料

死後の処置料 5,000円

3. 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に説明したうえで、支払い

に同意する旨の文章に署名を受けることとする。

4. 利用料の支払いを受けたときには、利用料とその他の利用料について記載した領収証を交付する。

(緊急時等の対応の方法)

第 10 条 本事業所の看護師等は、指定訪問看護等の提供中に、利用者の体調の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業所等に連絡する。

(事故発生時の対応)

第 11 条 指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。ただし、本事業所の責にない場合は、この限りではないものとする。

3. 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(秘密の保持・個人情報の保護)

第 12 条 本事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 本事業所が知り得た利用者及びその家族の個人情報の利用範囲は、主治医の所属する医療機関や連携医療機関、利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業所と連携し、利用者へ安心でより良い居宅サービスを提供するため、指定訪問看護等の提供に必要な範囲とする。外部への情報提供については、必要に応じて利用者及びその家族の同意を得るものとする。

3. 本事業所及び看護師等は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続するものとする。

4. 本事業所は、看護師等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5. 本事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）について、管理者が注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

6. 本事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。（開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となる。）

7. 本事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、本事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。

(苦情処理)

第 13 条 管理者は、提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じた上で、その結果について利用者及び

家族等に説明するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 14 条 本事業所は、利用者及び家族の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 1) 看護師等に対し、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のための研修を定期的実施し、看護師等の人権意識の向上に努める。
- 2) 居宅サービス計画に基づき適切な支援の実施に努める。
- 3) 看護師等が指定訪問看護等の提供にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、看護師等が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努める。
- 4) 虐待防止のための指針を整備する。
- 5) 人権擁護、虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 6) 上記、1) から 6) までを適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第 15 条 本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 本事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品や指定訪問看護等の提供に使用する器材・物品について衛生的な管理に努めるものとする。

2. 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。感染対策のための研修を通じて、看護師等の知識技術の向上に努める。
3. 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
4. 本事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 本事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 本事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 本事業所は、看護師等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2. 適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3. 本事業所は、指定訪問看護等に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低5年間は保存するものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人土佐長岡郡医師会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成9年5月1日から施行する。

この規定は、平成12年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成18年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成24年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成25年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成26年6月1日より一部改正する。

この規定は、令和2年2月1日より一部改正する。

この規定は、令和4年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和6年6月1日より一部改正する。

この規定は、令和7年8月1日より一部改正する。